

群馬県市町村会館管理組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則

令和 2 年 2 月 3 日

規 則 第 2 号

改正 令和 3 年 1 2 月 2 4 日規則第 3 号
令和 4 年 8 月 2 9 日規則第 5 号
令和 5 年 1 2 月 2 7 日規則第 1 2 号
令和 7 年 3 月 2 7 日規則第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、群馬県市町村会館管理組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例（令和 2 年 条例第 3 号。以下「条例」という。）の規定に基づき、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号。以下「法」という。）第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の勤務時間、休暇等について必要な事項を定めるものとする。

(時間外勤務を命ずる際の考慮)

第 2 条 管理者は、条例第 8 条第 2 項の規定に基づき正規の勤務時間（同条第 1 項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）以外の時間においてパートタイム会計年度任用職員（法第 2 2 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員をいう。以下同じ。）に勤務することを命ずる場合には、パートタイム会計年度任用職員の正規の勤務時間がフルタイム会計年度任用職員（同項第 2 号に掲げる職員をいう。以下同じ。）の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。

(年次有給休暇の単位)

第 3 条 年次有給休暇の単位は、1 日又は 1 時間とする。

2 1 時間を単位として使用した年次有給休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数をもって 1 日とする。

(1) フルタイム会計年度任用職員 7 時間 4 5 分

(2) パートタイム会計年度任用職員 勤務日 1 日当たりの勤務時間の時間数（1 分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）

(特別休暇)

第 4 条 会計年度任用職員の特別休暇は、別表第 1 の左欄に掲げる事由に該当する場合において、同表右欄に定める期間の有給の休暇及び別表第 2 の左欄に掲げる事由に該当する場合において、同表右欄に定める期間の無給の休暇とする。

2 条例第 1 5 条第 2 項の規則で定める休暇は、別表第 1 の 1 1 の項の休暇とする。

(会計年度任用職員のその他の勤務条件)

第 5 条 第 2 条から前条までに規定するもののほか、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関し必

要な事項は、管理者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(群馬県市町村会館管理組合職員勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

2 群馬県市町村会館管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成16年群馬県市町村会館管理組合規則第6号。以下「勤務時間等規則」という。）の一部を次のように改正する。

次のよう（略）

(経過措置)

3 この規則の施行の際現に前条の規定による改正前の勤務時間等規則別表第3の3の項、6の項及び7の項の特別休暇であって、同一の事由について別表第1の3の項、6の項及び7の項の左欄に掲げる場合に該当することとなるものについては、それぞれ同表の3の項、6の項及び7の項の特別休暇として既に使用されたものとみなす。

4 この規則の施行の際現に前条の規定による改正前の勤務時間等規則別表第4の4の項から6の項までの特別休暇であって、同一の事由について別表第2の4の項から6の項までの左欄に掲げる場合に該当することとなるものについては、それぞれ同表の4の項から第6の項までの特別休暇として既に使用されたものとみなす。

附 則（令和3年12月24日規則第3号）

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

附 則（令和4年 8月29日規則第5号）

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和5年12月27日規則第12号）

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

附 則（令和7年 3月27日規則第8号）

(施行期日)

第1条 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(群馬県市町村会館管理組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 群馬県市町村会館管理組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年群馬県市町村会館管理組合規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

別表第1（第4条関係）

14 会計年度任用職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	(1) 1週間の勤務日が5日以上とされている職員 10日の範囲内 (2) 1週間の勤務日が4日、1年間の勤務日の日数が169日から216日までとされている職員 7日の範囲内 (3) 1週間の勤務日が3日、1年間の勤務日の日数が121日から168日までとされている職員 5日の範囲内
---	--

	<p>(4) 1週間の勤務日が2日、1年間の勤務日の日数が73日から120日までとされている職員 3日の範囲内</p> <p>(5) 1週間の勤務日が1日、1年間の勤務日の日数が48日から72日までとされている職員 1日の範囲内</p>
--	--

別表第2の2の項中「小学校就学の始期に達するまでの」を「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある」に、「看護」を「看護等」に、「又は疾病」を「、疾病」に、「を行う」を「若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして管理者が定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち管理者が定めるものへの参加をする」に改め、同表中の9の項を削り、10の項から12の項までを1項ずつ繰り上げる。

別表第1（第4条関係）

事 由	期 間
1 会計年度任用職員が、選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
2 会計年度任用職員が、裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
3 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、会計年度任用職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。 ア 会計年度任用職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該会計年度任用職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。	7日の範囲内の期間
イ 会計年度任用職員及び当該会計年度任用職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該会計年度任用職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。	
4 会計年度任用職員が地震、水害、火災その	必要と認められる期間

他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められるとき。	
5 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、会計年度任用職員が出勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
6 会計年度任用職員の親族（勤務時間等規則別表第2の親族欄に掲げる親族に限る。）の死亡	親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間
7 会計年度任用職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴う必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	管理者が定める期間内における連続する5日の範囲内の期間
8 妊娠中の女子の会計年度任用職員が請求した場合で、その者の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるとき。	当該職員が適宜休息し、又は補食するために必要な時間
9 6箇月以上の任期が定められている会計年度任用職員又は6箇月以上継続勤務している会計年度任用職員（これらの会計年度任用職員のうち、週以外の期間によって勤務日が定められているもので、1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。）が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	1の年度の6月から10月までの期間内における、条例第4条第1項に規定する週休日、条例第12条第1項に規定する休日及び同項に規定する代休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間
10 会計年度任用職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年度において5日（当該通院等が体外受精その他の管理者が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、管理者の定める時間）の範囲内の期間
11 会計年度任用職員の出産	出産予定日以前6週間（多胎妊婦の場合にあっては、14週間）目に当たる日から出産の日までの期間において会計年度任用職員から請求のあった期間及び出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間

<p>1 2 会計年度任用職員が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項及び次項において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>会計年度任用職員の妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内における2日の範囲内の期間</p>
<p>1 3 会計年度任用職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日以降1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>当該期間内における5日の範囲内の期間</p>
<p>1 4 会計年度任用職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	<p>(1) 1週間の勤務日が5日以上とされている職員 10日の範囲内 (2) 1週間の勤務日が4日、1年間の勤務日の日数が169日から216日までとされている職員 7日の範囲内 (3) 1週間の勤務日が3日、1年間の勤務日の日数が121日から168日までとされている職員 5日の範囲内 (4) 1週間の勤務日が2日、1年間の勤務日の日数が73日から120日までとされている職員 3日の範囲内 (5) 1週間の勤務日が1日、1年間の勤務日の日数が48日から72日までとされている職員 1日の範囲内</p>

別表第2（第4条関係）

事 由	期 間
<p>1 生後満1年に達しない子を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合</p>	<p>1日2回それぞれ30分間（男性の会計年度任用職員にあつては、その子の当該会計年度任用職員以外の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3</p>

	<p>号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する里親であって、養子縁組によって養親となることを希望している者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組によって養親となることを希望している者として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該会計年度任用職員がこの項の休暇を使用しようとする日におけるこの項の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）</p>
<p>2 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する会計年度任用職員（管理者が定める会計年度任用職員に限る。以下この項から5の項まで及び9の項において同じ。）が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして管理者が別に定めるその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして管理者が定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち管理者が定めるものへの参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>1の年度において5日（その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、管理者が別に定める時間）の範囲内の期間</p>
<p>3 次に掲げる者（ウに掲げる者にあつては、会計年度任用職員と同居しているものに限る。）で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この項から5の項までにおいて「要介護者」という。）の介護その他の管理者が別に定める世話をを行う会計年度任用職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相</p>	<p>1の年において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、管理者が別に定める期間）の範囲内の期間</p>

<p>当であると認められる場合</p> <p>ア 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子及び配偶者の父母</p> <p>イ 祖父母、孫及び兄弟姉妹</p> <p>ウ 会計年度任用職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び会計年度任用職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で管理者が別に定めるもの</p>	
<p>4 要介護者の介護をする会計年度任用職員が、当該介護をするため、管理者の定めるところにより、会計年度任用職員の申出に基づき、当該要介護者ごとに、3回を超えず、かつ、通算して93日を超えない範囲内で指定する期間（この項及び次項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>指定期間内において必要だと認められる期間</p>
<p>5 要介護者の介護をする会計年度任用職員が、当該介護をするため、当該要介護者ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>当該連続する3年の期間内において1日につき2時間（当該会計年度任用職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間）を超えない範囲内で必要と認められる期間</p>
<p>6 女性の会計年度任用職員が、生理日における就業が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	<p>必要と認められる期間</p>
<p>7 女性の会計年度任用職員が、母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るために勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	<p>医師等の指導に基づき必要と認められる期間</p>
<p>8 会計年度任用職員が、公務上の負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	<p>医師の証明等に基づき必要な期間</p>
<p>9 会計年度任用職員が、骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血管細胞移植のための末梢血管細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者</p>	<p>必要と認められる期間</p>

<p>、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血管細胞移植のため末梢血管細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき</p>	
<p>10 妊娠中又は出産後1年以内の女性の会計年度任用職員が、母子保健法第10条に規定する保健指導又は同法第13条第1項に規定する健康診査を受ける場合</p>	<p>妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）とし、その都度必要と認められる時間</p>
<p>11 妊娠中の女性の会計年度任用職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認める場合</p>	<p>当該会計年度任用職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要と認められる時間</p>

別表第3

1週間の勤務日の日数	1年間の勤務日の日数	日数
4日	169日から216日まで	7日
3日	121日から168日まで	5日
2日	73日から120日まで	3日
1日	48日から72日まで	1日